

宮崎県
障がい者工賃向上計画
(令和3年度～令和5年度)

令和3年7月

宮崎県障がい者工賃向上計画（令和3年度～令和5年度）目次

I 計画の策定に当たって	1
1 策定の趣旨	
2 計画の期間	
3 本計画の対象となる事業所	
II 現状と課題	2
1 本県と全国の工賃向上対象施設の平均工賃額の推移	
2 本県の工賃向上対象施設の工賃総額の推移	
3 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による生産活動収入への影響	
4 生産活動の内容	
5 工賃分布の比較	
6 事業所における工賃向上に当たっての課題	
III 目標工賃	7
1 目標工賃額	
2 目標工賃の考え方	
IV 目標達成のための具体的な取組	7
1 目標達成のための事業所・県・市町村の役割	
（1）事業所の役割	
（2）県の役割	
（3）市町村の役割	
2 県において具体的に取り組む事項	
（1）コロナ禍により生産活動収入が減少した事業所への支援	
（2）「工賃向上等支援チーム」による支援	
（3）農福連携の推進	
（4）工賃の向上のための研修会の実施	
（5）事業所の共同・連携による取組 ～「歩一步の店」～	
（6）官公需の発注拡大	
（7）市町村との連携による支援の充実	

I 計画の策定に当たって

1 策定の趣旨

障がい者が地域で自立した生活を送るための基盤として、就労支援は重要であり、一般就労が困難である方には、就労継続支援B型事業所¹での工賃²の水準が向上するよう、支援していく必要があります。

このため、県では、国の基本指針に基づき「工賃倍増5か年計画」（平成19年度から平成23年度）及び平成24年度以降は3年毎に「工賃向上計画」を策定し、工賃向上の取り組みを進めてきたところです。

この間、平均工賃は計画に定める目標工賃額を下回るものの、着実に向上してきています。

工賃向上に当たっては、計画に基づいた継続的な取り組みが重要であることから、国の新たな基本指針（令和3年3月10日付け）に基づき、これまでの計画に基づく取り組みによる成果も踏まえながら、令和3年度からの新たな「工賃向上計画」を策定し、産業界等の協力はもとより、市町村とも一体となって、一層の工賃向上に取り組んでいくこととします。

2 計画の期間

令和3年度から令和5年度までの3か年間とします。

3 本計画の対象となる事業所

この計画の対象とする事業所は県内すべての就労継続支援B型事業所とします。

¹ 就労継続支援B型事業所

一般企業等ですぐには、働くことが難しい障がいがある人に対して、雇用契約を締結せず、就労の機会を提供し、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。

² 工賃

就労継続支援B型事業所の就労支援を通じて生産活動を行った利用者に対して支払われるもの。

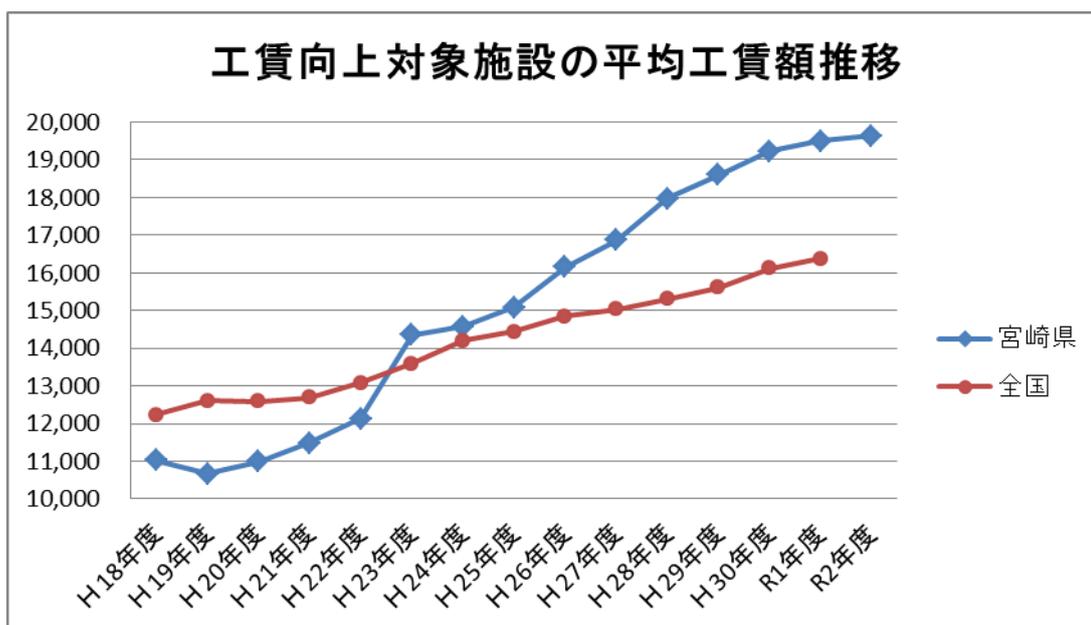
就労継続支援B型事業所と利用者は雇用契約を締結していないため、最低賃金が適用されず、生産活動を通じて得られた収入から生産活動に係る経費等を控除した粗利益を原資として、利用者の従事日数又は時間等に応じて工賃が支払われる。

II 現状と課題

1 本県と全国の工賃向上対象施設の平均工賃額の推移

本県の工賃向上対象施設の平均工賃額(月額)は、令和2年度は19,631円で、13年連続で増加するなど、これまでの工賃向上の取組の成果が現れてきています。

また、全国平均と比較すると、平成23年度以降は毎年度、全国平均を上回る状況となっています。



※ 「工賃倍増5か年計画」の計画始期である平成19年度以前と比較できるように平成18年度の数値以降を掲載しています。

※ 令和2年度については、新型コロナウイルス感染症への対応によりやむを得ない場合、自立支援給付費³を工賃に充てることが可能とされました。

	H18年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
宮崎県 (前年度比)	11,018円	17,960円 (+6.5%)	18,585円 (+3.5%)	19,218円 (+3.4%)	19,489円 (+1.4%)	19,631円 (+0.7%)
目標工賃額		18,000円	19,300円	20,800円	21,500円	22,600円
全国 (前年度比)	12,222円	15,295円 (+1.7%)	15,603円 (+2.0%)	16,118円 (+3.3%)	16,369円 (+1.6%)	—

³ 自立支援給付費

障がい者が利用するサービス費用の一部を市町村が障がい者に個別に給付するもの。障がい者の代理で事業所が市町村から自立支援給付費を受領する「法定代理受領」が多い。

2 本県の工賃向上対象施設の工賃総額の推移

本県の工賃総額は、令和2年度が623,807千円と平成18年度の約3.8倍の増加となるとともに、平均定員数が横ばいの中で、平均工賃支払額（一事業所あたりの年間の工賃支払額）についても、平成18年度から約1,000千円増加しています。

(単位:千円・人)

	H18年度		H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
工賃総額	162,808		491,279	534,854	574,433	605,437	623,807
工賃支払対象者延べ人数	14,777	⇔	27,354	28,779	29,890	31,065	31,776
(対象事業所数)	(44)		(117)	(122)	(128)	(132)	(134)
(平均工賃支払額)	(3,700)		(4,199)	(4,384)	(4,488)	(4,587)	(4,655)
(平均定員数)	(31.5)		(19.1)	(19.4)	(19.7)	(19.6)	(20.0)

※平成18年度については、就労継続支援B型事業所に加え、障害者自立支援法施行前の身体障がい者授産施設、知的障がい者授産施設及び精神障がい者授産施設が含まれているため平均定員数が多くなっています。

3 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による生産活動収入への影響

令和元年度と令和2年度の生産活動収入を比較したところ、令和2年度と比べて10%以上減少した事業所は32.6%でした。

また、10%以上減少した42事業所のうち、78.6%にあたる33事業所が30%未満の減少でした。

項目	事業所数	割合
令和元年度に比べて10%以上増加した	45	34.9%
令和元年度と変わらない(増減10%未満)	42	32.6%
令和元年度に比べて10%以上減少した	42	32.6%
計	129	100.0%

※ 令和元年度と令和2年度の生産活動収入を比較するため、令和2年度の年度途中で指定した事業所は除く。

減少の度合い	事業所数	割合
10%以上 20%未満	15	35.7%
20%以上 30%未満	18	42.9%
30%以上 40%未満	3	7.1%
40%以上 50%未満	2	4.8%
50%以上 60%未満	2	4.8%
60%以上 70%未満	2	4.8%
70%以上	0	0.0%
計	42	100.0%

4 生産活動の内容

令和2年度における事業所のメインの生産活動は、「農業・農作業」が26.1%で最多であり、次いで「清掃作業」となっています。また、平成29年度と令和2年度のメインの生産活動を比較すると、「農業・農作業」と「清掃作業」の2つの活動の構成比が37.8%から50.0%に増加しています。

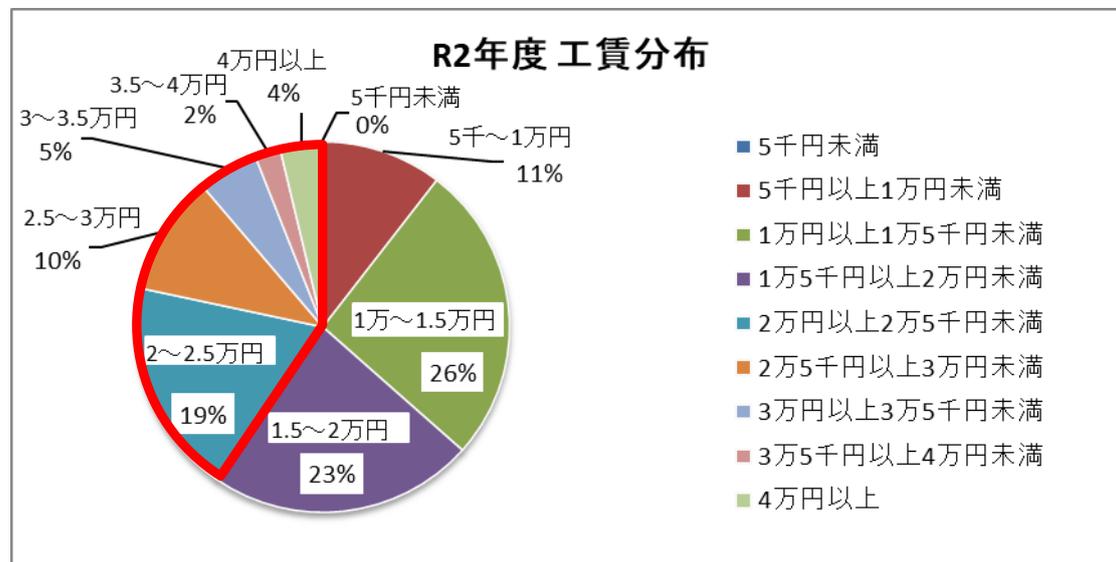
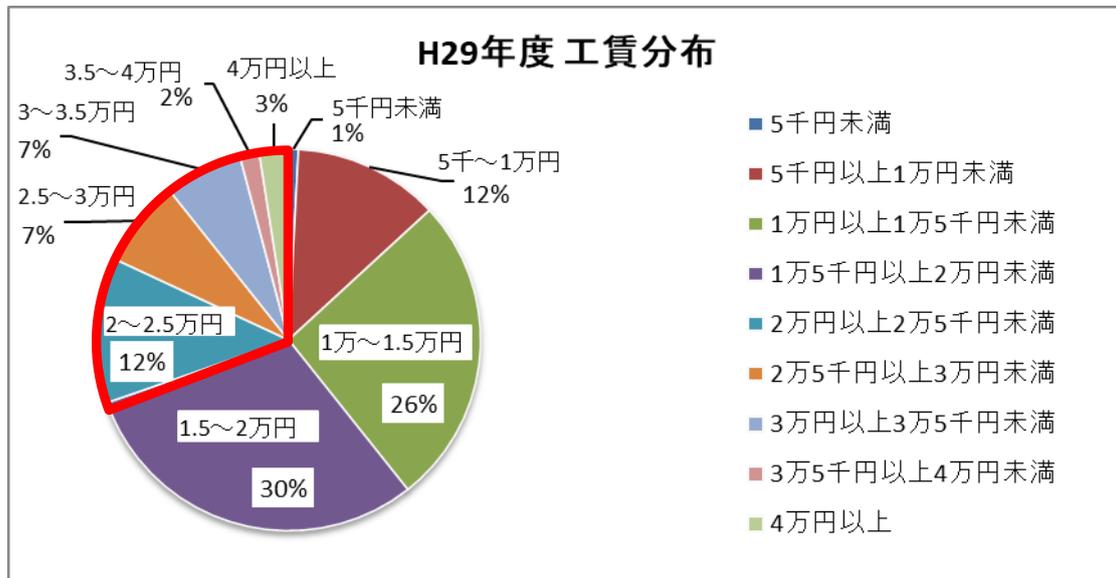
生産活動の内容	平成29年度			令和2年度	
	事業所数	構成比(%)		事業所数	構成比(%)
農業・農作業	28	23.0	⇔	35	26.1
清掃作業	18	14.8		32	23.9
パン・焼き菓子等の製造・販売	15	12.3		14	10.4
レストラン・カフェ等の運営	12	9.8		11	8.2
リサイクル事業(空き缶等の回収など)	6	4.9		2	1.5
弁当事業	5	4.1		8	6.0
食品加工	5	4.1		6	4.5
部品組立作業	3	2.5		3	2.2
漆器・木工品製造	3	2.5		3	2.2
その他	27	22.1		20	14.9
合計	122	100		134	100

※ 「その他」の例として、「ホームページ作成」や「クリーニング事業」、「縫製作業(エプロン等)」、「ゴミ袋製造」などがあります。

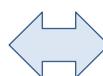
5 工賃分布の比較

平成29年度と令和2年度を比較すると、平均工賃2万円以上の事業所が30.3%から40.3%に増加しています。

また、平均工賃の最高値、中央値、最低値は平成29年度と比べて、いずれも増となっています。



	H29 年度平均工賃
最高値	57,921 円
中央値	17,222 円
最低値	4,085 円



	R2 年度平均工賃額
最高値	66,216 円
中央値	17,973 円
最低値	5,788 円

6 事業所における工賃向上に当たっての課題

全事業所に対して調査を行った結果、主として次のような課題がありました。

(1) 生産活動の転換

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大により既存の生産活動の収入が減少した。コロナ禍に対応した生産活動への転換が必要である。

(2) 生産活動の確保

- ・利用者の重度化や高齢化に伴い支援の量は増加しているが、職員数に限りがあるため、高単価の生産活動を確保する必要がある。
- ・障がい特性等に応じた生産活動を確保する必要がある。

(3) 商品開発・販路拡大

- ・商品を作っても販売数が伸びないため、顧客のニーズに合わせた一般企業と同等以上の商品を開発する必要がある。
- ・製作した商品の売り先の確保が困難である。

(4) 職員の意識向上・人材育成

- ・工賃向上のためには、全職員が工賃向上に対して同じ方向を向いて取り組んでいく必要があるが、職員の意識改革は難しい。
- ・利用者への生産活動に係る指導や請負作業の開拓等を行うために、職員の技術や知識等を向上させることが必要である。

(5) 経営ノウハウの習得

- ・忙しいが工賃は上がらない。作業量、粗利益、職員数のバランスを考えて生産活動を取捨選択する必要がある。
- ・販売数が増えても工賃原資（粗利益）が増えない。どのように原価を下げれば良いのかがわからない。

県では、工賃向上のために、上記課題の解消に向けた取組を重点的に行います。

Ⅲ 目標工賃

1 目標工賃額

令和5年度の県の目標工賃

一人当たり月額	21,800円以上
---------	-----------

各年度の目標工賃額

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
月額	20,300円	21,000円	21,800円
時間額	274円	284円	294円

2 目標工賃の考え方

新型コロナウイルス感染症による生産活動収入への影響や過去の工賃実績、事業所が設定した目標工賃等を勘案し、県全体の目標工賃額を設定します。

また、各事業所の工賃向上計画における目標値については、事業所及び利用者により、一日の利用時間、一月の利用日数に違いがあることを考慮して、月額に加え、時間額も対象とし、目標とする工賃については月額または月額及び時間額により算出する方法のどちらかを事業所が選択することとします。

Ⅳ 目標達成のための具体的な取組

1 目標達成のための事業所・県・市町村の役割

計画の目標達成に向けて、対象事業所、県及び市町村がそれぞれの役割を分担し、着実に取組を推進していきます。

(1) 事業所の役割

工賃向上については、これまでも各事業所において懸命に取り組まれてきたところですが、工賃向上のためには、事業所の責任者の強い意志に基づく強力なリーダーシップが不可欠であり、事業所の全職員、利用者及び家族に対して経営理念・運営指針を示し、共有していく必要があることから、全ての就労継

続支援B型事業所において「工賃向上計画」を策定します。

各事業所が策定する「工賃向上計画」では、現状の分析を行った上で、事業所の実情に応じて令和5年度までの各年度の目標工賃や各年度に取り組む具体的な内容を盛り込むこととします。

また、毎年度、工賃目標に対する達成状況の点検及び評価を行い、その結果に基づく所要の見直し（工賃向上P・D・C・Aサイクルの確立）を行うこととします。

（2）県の役割

県は各事業所が工賃向上に向けた取組を円滑に進めることができるよう、必要な支援を行うとともに、本計画の進行管理等を行います。

また、工賃向上の取組について、関係機関と連携して広報活動に努め、市町村や商工団体等に対して積極的な理解と協力を求めます。

さらに、障がい者の多様な働き方を推進するため、事業所に対して在宅でのサービス利用者の受入れについての検討を促します。

（3）市町村の役割

地域で障がい者を支える仕組みを構築することが重要であることから、市町村においても事業所の工賃向上の取組について、積極的に支援していくことが求められています。

2 県において具体的に取り組む事項

（1）コロナ禍により生産活動収入が減少した事業所への支援

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、生産活動収入が減少した事業所において、新たな事業展開等に取り組む場合に、県が必要な経費の一部を支援することにより、生産活動収入の増加による工賃の向上を支援します。

（2）「工賃向上等支援チーム」による支援

工賃向上のためには、民間企業のノウハウや経営感覚を積極的に導入することが重要です。そこで、各事業所が工賃向上に向けた各種の取組を実施するにあたり、引き続き「工賃向上等支援チーム」を編成し、売上向上やコスト削減、売れる商品の開発、販路拡大等に関し、指導・助言を行うことにより、事業所の工賃向上計画の達成に向けた取組を支援します。

さらに、「工賃向上等支援チーム」による支援の中で、より専門的な支援が必要な場合には、別途、デザイナーなどの専門家の派遣も行います。

※「工賃向上等支援チーム」

中小企業診断士、企業経営者等で構成

(3) 農福連携⁴の推進

工賃向上のためには、本県の基幹産業である農業分野での事業所の取組を支援することも重要です。

このため、農業の専門家等の派遣により、農業に関する知識の習得及び技術向上等を支援します。

また、農業に取り組んでいる事業所によるマルシェを開催し、農業への取組状況の紹介や生鮮野菜等の即売会を実施することで、県民の障がい者への理解の促進及び農福連携の認知度の向上並びに販路拡大を支援します。

さらに、宮崎市内に設置している農福連携推進センターの農福連携コーディネーターを中心に、県農政部局や市町村等と連携しながら、農業生産法人等と事業所との「施設外就労」などの請負作業のマッチング支援を行います。

(4) 工賃向上のための研修会の実施

各事業所が工賃向上に取り組んでいくためには、事業所管理者や職員一人ひとりの意識改革を行い、ノウハウ・技術の習得を図る必要があります。

このため、次の事項を内容とする研修会を実施します。

- ① 工賃向上に必要となる経営的視点と経営基礎知識の習得
- ② 事業改革の具体的な方法（現状分析、マネジメント、マーケティング、工賃向上計画の実践・評価・見直し）
- ③ 先進的な事業所の事例からみる成功要因のポイント
- ④ 工賃向上の取組を推進するリーダーの養成 等

(5) 事業所の共同・連携による取組 ～「歩一歩⁵の店」～

発注機会の増加や販路の拡大に向けて、事業所が共同あるいは連携して取り組むことが重要です。

本県では、平成20年度から障がい者が製作した商品等を、商店街等の協力やイベント等を通じて共同出店する「歩一歩の店」事業を実施してきました。

この「歩一歩の店」を基幹とし、さらに事業所間の共同・連携や事業所と地域の企業との連携を促進するため、次の取組を行うこととします。

① イベント等での共同販売

集客力があり、多くの売上げが見込まれる商業施設やイベントを中心に共同出店を行います。

⁴ 農福連携

障がい者等が農作物の生産活動等に従事することを通じて、農業分野と福祉分野が抱える様々な課題を解決する取組。障がい分野においては、農業経営体からの請負作業の拡大等による工賃等の向上や障がい者の農業分野における雇用の促進などが期待されている。

⁵ 歩一歩

「例えゆっくりでも一歩ずつ、前に歩いていこう」という願いを込めて県が作った言葉

共同出店に当たっては、事業者間の会議において、商品の選定や商品の配置など販売方法についての検討を行います。

また、販売におけるサービスの質の向上等を目指したセミナー等を開催します。

② 受託事業の受注拡大

事業所における清掃業務などの受託事業の受注拡大に向け、専門講師による研修会を開催するなど技術の向上に努めるとともに、事業の展開に必要なノウハウ等を共有・蓄積するため、事業所間の意見交換会を開催します。

また、発注者と受注者のマッチングなどの取組を推進します。

③ インターネット等を活用した情報発信

県庁ホームページやSNS、宮崎県障がい者雇用促進協議会⁶の構成団体のネットワーク等を活用し、現在展開している「歩一歩の店」のホームページ等の認知度を向上させるとともに、それらの媒体やネットワークを活用して、事業所毎の受託可能な作業内容や製造している商品等を広く発信することにより、企業等からの受託事業及び自主製品の販路拡大につなげます。

(6) 官公需の発注拡大

地方公共団体が障がい者の事業所等から物品を買い入れる場合や役務の提供（清掃業務等）を受ける場合は、金額に関係なく、随意契約（一者随契）による優先的調達が可能となっており、県では、これまで官公需の発注拡大を図ってきたところです。

また、平成24年6月には「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」が制定され、国、県、市町村等の障害者就労施設等への官公需の発注拡大に関する責務等が明らかにされました。

法律の趣旨を踏まえ、県及び市町村では、毎年、調達方針を策定し、出先機関を含めた各所属への協力依頼を行うなど、引き続き、市町村と連携しながら発注拡大に取り組めます。

【参考】

県からの就労継続支援事業所等への官公需発注実績 ※随意契約のみ

(単位：千円)

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
発注額	10,048	15,410	14,850	15,258	15,432	15,229	13,657	15,081	15,557

⁶ 宮崎県障がい者雇用促進協議会

障がい者の雇用促進を図るために、障がい者の雇用促進のための施策等について検討するとともに、その着実な推進を図ることを目的に県が設置している協議会。行政、企業、障がい者就労支援機関、障がい者福祉施設、学校及び障がい者団体等の関係機関で構成している。

(7) 市町村との連携による支援

地域において障がい者を支える仕組みを構築することが重要であることから、市町村における事業所の工賃向上への取組に対する支援が充実するよう、県・市町村の取組内容や先進事例の情報共有を行うなど、市町村との緊密な連携を図ります。

(具体的な市町村の取組の例)

【企業等への協力依頼】

- ・市町村の広報誌、ホームページ、SNS 等に事業所への発注を促進する記事等を掲載する。
- ・地域の企業や商工団体、商店街へ事業所への発注及び販売等の協力を依頼する。

【官公需の発注拡大】

- ・事業所への発注について、庁内へ周知文書を発出し、官公需の発注拡大を図る。
- ・幹部会議、契約担当者会議を開催し、官公需の発注拡大の取組の周知徹底を図る。

【その他】

- ・庁舎等や市町村主催イベントでの製品販売スペースの提供 等



「歩一步の店」ホームページ